

自動車税の登録は確実に！

自動車を廃車したり、下取りに出したときには、必ず運輸支局で抹消や名義変更の登録手続きをしましょう。
また、住所や氏名が変わった場合も必ず運輸支局で変更の登録手続きを行いましょう。
登録を変更しないと、いつまでもあなたに税金がかかったり、納税通知書が届かなかったりするなどのトラブルのもとになります。

自動車の登録手続きに必要な書類				
区分	売買等により所有者を変更	住所を変更(定置場を変更)	結婚等で氏名だけを変更	廃車する場合
譲渡証明書	●			
印鑑登録証明書(注1)及びその実印	●(新旧所有者のもの)			●(所有者のもの)
委任状	●(新旧所有者のもの)(注2)	●(注3)	●(注3)	●(注2)
自動車保管場所証明書(車庫証明書)(注4)	●	●		
自動車検査証	●	●	●	●
住民票		●(注5)		
戸籍謄本(氏名の変更が確認できるもの)			●	
ナンバープレート(前後2枚)	●(注6)	●(注6)		●
自動車税(環境性能割・種別割)申告書	●	●	●	

上記の書類のほかに、申請書及び手数料納付書が必要です。
注1 印鑑登録証明書は発行後3ヶ月以内のもので。
注2 所有者が直接申請できない場合に必要です。
注3 所有者と使用者が異なる場合には所有者の委任状が必要です。
注4 車庫証明書が必要な地域は、平成12年6月1日における市及び町の区域です。
注5 住所変更等が確認でき、発行後3ヶ月以内のものでマイナンバーが記載されていないものです。
注6 自動車の登録番号が変更となる場合は必要です。また、登録を行う自動車の持ち込みが必要です。

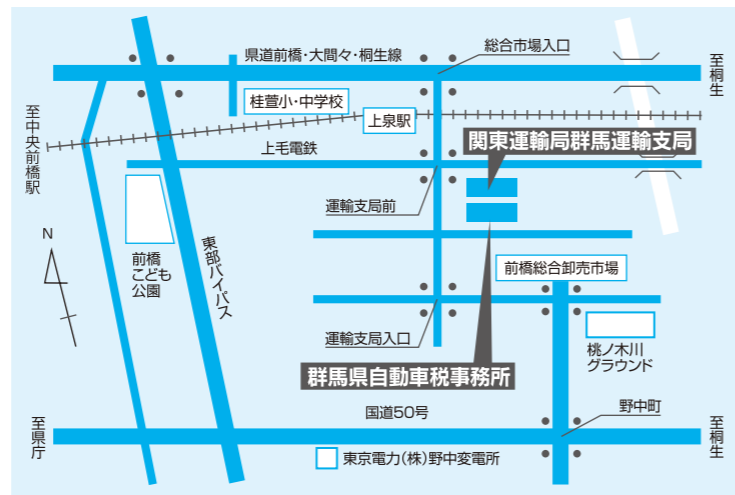
問い合わせ先

関東運輸局群馬運輸支局
〒371-0007 前橋市上泉町 399-1
登録に関するヘルプデスク
TEL 050-5540-2021

問い合わせ先

自動車税については… 群馬県自動車税事務所へ

〒371-8507 前橋市上泉町 397-5
TEL. 027-263-4343(代)
<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/32/>



自動車税についてのお問い合わせは、 次のところでも受け付けています。

(市町村名については令和6年4月1日現在)

最寄りの行政県税事務所
はこちらのホームページ
からも確認できます→



名称	電話番号	所在地	所管区域
前橋行政県税事務所	027-234-1800	〒371-8501 前橋市上細井町 2142-1	前橋市
渋川行政県税事務所	0279-22-4050	〒377-0027 渋川市金井 395	渋川市・榛東村・吉岡町
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-236	伊勢崎市・玉村町
高崎行政県税事務所	027-322-6297	〒370-0805 高崎市台町 4-3	高崎市・安中市
藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	〒375-0014 藤岡市下栗須 124-5	藤岡市・上野村・神流町
富岡行政県税事務所	0274-63-2245	〒370-2454 富岡市田島 343-1	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
吾妻行政県税事務所	0279-75-3300	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 664	中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	0278-22-4336	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町
太田行政県税事務所	0276-31-3261	〒373-8508 太田市西本町 60-27	太田市
桐生行政県税事務所	0277-53-2113	〒376-0011 桐生市相生町 2-331	桐生市・みどり市
館林行政県税事務所	0276-72-4461	〒374-0029 館林市仲町 11-10	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

令和6年度版 自動車税総合案内

納期限は5月31日です

納税は納期限までに忘れずに！



群馬県

●●ご納税は●●

- ◆ 地方税お支払サイトで「QRコード(eL-QR)」を読み取ってクレジットカード納税！
※クレジットカードで支払う場合は、システム使用料が別途かかります。
- ◆ スマートフォン決済アプリから！
※詳しくは「地方税お支払サイト」をご覧ください。
- ◆ コンビニ・金融機関・自動車税事務所や行政県税事務所の窓口で！
※上記窓口はクレジットカード及びスマートフォン決済アプリはご利用いただけません。
- ◆ インターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATMからも納税できます。
- ◆ 詳しくは、群馬県ホームページにアクセスし、「自動車税特集」で検索してください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

自動車税とは

自動車税とは、自動車を所有している人に課税される県税で、財産税としての性格のほか、道路損傷負担金としての性格を有する税金です。

自動車税は「普通税」といって、納められた税金の使いみちに特に定めがなく、広く皆さんのために使われる税金です。納めていただいた自動車税は、教育・道路整備・産業振興・福祉の充実などに幅広く活用され、皆さんの身のまわりで利用されています。

※本リーフレット中の「自動車税」の表記は、「自動車税(種別割)」のことを指しています。(令和元年10月1日以降、自動車税は名称が「自動車税(種別割)」に変更されました。)

納める人

毎年4月1日現在で群馬運輸支局に登録されている自動車の所有者です。
ただし、売主が所有権を留保しているときは、買主である使用者です。

納める額(年税額)

自動車の種類や用途などによって、それぞれ1年分の税額が定められています。
主な税額は、次のページをご覧ください。

自動車税の納税は口座振替で！

自動車税の納税には口座振替がご利用できます。
口座振替は安全・便利・確実です。

★安全★

現金を扱わないので盗難等の被害の心配がありません。

★便利★

納税のためわざわざ金融機関等までお出かけになる必要がなく便利です。

★確実★

納税を忘れる心配がなく、納期限までに確実に納税されます。

手続きは、専用申込はがきに必要事項を記入し、
ポストへ投函してください。

※はがきは、自動車税事務所・行政県税事務所・市役所・町村役場・金融機関等にありませぬ。

【領収証書の取扱いについて】

口座振替用の領収証書の発行は、預金通帳への印字をもって代えさせていただきます。

なお、自動車を事業等に使用し、確定申告等において経費計上される場合は、納税通知書をご使用ください。

※納税証明書(継続検査用又は構造等変更検査用)は、6月上旬に発送します。

納税証明書(継続検査用又は構造等変更検査用)について

- 自動車の継続検査(車検)等は、自動車税に未納があると更新することができません。
- 継続検査(車検)等の納税は、原則、電子確認を行っています。
ただし、納税後すぐに継続検査(車検)等を受ける場合は、納税証明書を提示してください。
- 車の売買等で納税証明書を必要とする場合は、自動車税事務所又は最寄りの行政県税事務所へご相談ください。

主な自動車税の額（年税額）

区 分		年 税 額		
		自家用車	営業車	
乗 用 車	総排気量が1ℓ以下のもの	29,500円	7,500円	
	// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	34,500円	8,500円	
	// 1.5ℓ超2ℓ以下のもの	39,500円	9,500円	
	// 2ℓ超2.5ℓ以下のもの	45,000円	13,800円	
	// 2.5ℓ超3ℓ以下のもの	51,000円	15,700円	
	// 3ℓ超3.5ℓ以下のもの	58,000円	17,900円	
	// 3.5ℓ超4ℓ以下のもの	66,500円	20,500円	
	// 4ℓ超4.5ℓ以下のもの	76,500円	23,600円	
トラック	最大積載量が1t以下のもの	8,000円	6,500円	
	// 1t超2t以下のもの	11,500円	9,000円	
	// 2t超3t以下のもの	16,000円	12,000円	
	// 3t超4t以下のもの	20,500円	15,000円	
貨 客 兼 用 車	最大積載量が1t以下	総排気量が1ℓ以下のもの	13,200円	10,200円
		// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	14,300円	11,200円
		// 1.5ℓ超のもの	16,000円	12,800円

※貨客兼用車とは、乗車定員4人以上の貨物自動車です。

自家用乗用車の税率引き下げについて

令和元年10月1日以降に初回新規登録(※)された自家用乗用車については、下記のとおり税率が引き下げられています。
なお、令和元年9月30日以前に初回新規登録された自家用乗用車の税率には変更はありません。

※初回新規登録とは

過去にナンバー登録をしたことのない新車を初めて登録することをいいます。一時抹消登録されている自動車を再度登録する場合などは「中古新規登録」となり、今回の税率引き下げの対象とはなりませんのでご注意ください。

区 分	年税額	区 分	年税額	
乗用車 (自家用)	総排気量が1ℓ以下のもの	25,000円	総排気量が3ℓ超3.5ℓ以下のもの	57,000円
	// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	30,500円	// 3.5ℓ超4ℓ以下のもの	65,500円
	// 1.5ℓ超2ℓ以下のもの	36,000円	// 4ℓ超4.5ℓ以下のもの	75,500円
	// 2ℓ超2.5ℓ以下のもの	43,500円	// 4.5ℓ超6ℓ以下のもの	87,000円
	// 2.5ℓ超3ℓ以下のもの	50,000円	// 6ℓ超のもの	110,000円

環境と自動車税

排出ガス性能と燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じ、一定の税率を軽減(おおむね75%又は50%)し、その一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く(おおむね15%、バス・トラックは10%)する特例措置(グリーン化)を行っています。
なお、対象となる自動車は次のとおりです。

軽課（グリーン化の対象となる自動車）

●令和5年度中に初回新規登録を受けた環境負荷の小さい自動車は、令和6年度のみ下記のとおり軽減されます。

対 象 と な る 自 動 車	税 率 の 軽 減
自家用自動車及び営業用自動車のうち、以下のもの ・電気自動車、燃料電池車 ・天然ガス自動車(一定の排出ガス性能を備えたもの) ・プラグインハイブリッド自動車	おおむね75%

※上記のほか、一定の排出ガス性能や燃費性能を備えた営業用の乗用車も、おおむね75%又は50%の軽減対象となっています。
※なお、令和4年度に初回新規登録を受け、令和5年度に軽減を受けていた自動車については、令和6年度から通常の税率となります。

重課

初回新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率がおおむね15%重くなります(バス・トラックは10%)。

- ・ディーゼル車…初回新規登録から11年を経過しているもの
初回新規登録が平成25年3月31日以前のもの…令和6年度課税分から
 - ・ガソリン車(LPG車)…初回新規登録から13年を経過しているもの
初回新規登録が平成23年3月31日以前のもの…令和6年度課税分から
- ただし、次の自動車は重課になりません。
- ・電気自動車、燃料電池車
 - ・天然ガス自動車
 - ・ハイブリッド自動車(ガソリンを燃料とするもの)
 - ・一般乗合バス(路線バス)
 - ・被けん引車

年度の途中で自動車を購入したり、手放したりしたときの自動車税は？

区 分	4月1日以後に			所有者や住所の変更により、 県外ナンバーに変更、又は 県外ナンバーから群馬・高崎・ 前橋ナンバーへ変更したとき (移転登録・変更登録)
	新車を購入したとき (新規登録)	廃車したとき (抹消登録)	所有者を変更したとき (移転登録)	
納める額	登録した月の翌月から 3月までの分を 納めます	4月から登録した 月までの分を 納めます すでに納めた税金は、登録した 月の翌月から3月までの分を お返しします。	4月1日現在の 所有者がその年度分 全額を納めます 変更後の所有者は、翌年度から 納めることとなります。	4月1日現在の所有者が 変更前の都道府県に その年度分全額を納めます 変更後の都道府県には、翌年度 から納めることとなります。

減免制度

身体に障害のある方や、精神に重度の障害がある方などのために使用している自動車については、申請により自動車税が減免される場合があります。
減免の手続きは、下記のとおり申請期限がありますので、事前に自動車税事務所又は行政県税事務所までご相談ください。

自 動 車 の 状 況	申 請 期 限
すでに所有している自動車で、納税通知書が届いた場合	令和6年5月31日
自動車を取得し新規登録又は自動車税(環境性能割)のかかる移転登録を行った場合	登録を行った日

※年度途中で身体障害者手帳等の交付を受けた場合や、上記期限を過ぎた場合でも申請できますが、この場合、申請月の翌月以降の月数に応じて減免となります。

※その他、公益のため直接専用する自動車や、構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車などについても、減免制度があります。減免には一定の要件がありますので、詳しくは、自動車税事務所にお問い合わせください。

※自動車税(環境性能割)とは、自動車を取得した際に課税される税金です。